

# 作業停止計画調整マニュアルの変更概要

2020年8月5日

電力広域的運営推進機関

- 「作業停止計画調整マニュアル」は発電設備及び流通設備の作業停止を計画的かつ円滑に実施するため以下に係る詳細事項について解説するものであり、2018年10月に策定した。
  - 電力広域的運営推進機関の業務規程
    - 第11章 作業停止計画の調整
    - 第12章 系統情報の公表
    - 附則（平成30年6月29日）
  - 送配電等業務指針
    - 第12章 作業停止計画の調整
    - 附則（平成30年6月29日）
- 実運用における課題等で考え方の整理が必要となった場合は、適宜マニュアルを見直している。
- 今回、実運用における課題として、一般送配電事業者や発電事業者から問合せのあった次頁に示す3項目について考え方を整理のうえ、「第10回地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会」（2020年6月）に報告し、委員から頂いたご意見を踏まえて、マニュアル変更案を作成した。

## (1) 発電制約量の振替え及び発電制約量売買方式の対象範囲

- 送電線の作業停止時に信頼度確保のため他の系統に切替える場合において、作業停止する系統に接続している発電機が発電制約対象となるが、関係事業者から対象範囲を拡大して振替え及び発電制約量売買方式を利用したいという要望があった。
- ⇒ 切替前の系統に接続されていた発電機の同一発電計画提出者の全ての発電機を発電制約対象として新たに含め、一般送配電事業者と関係事業者の協議・総意のもと、停止発電機の振替え等を可能とすると整理。

## (2) 故障電流対策のための発電機停止の考え方

- 故障電流対策のためには発電機の抑制ではなく停止が必要となり、切替前の作業停止系統に接続している発電機を停止させる対象とするが、関係事業者から対象範囲を拡大して停止発電機を振替えたいという要望があった。
- ⇒ 切替前の系統に接続されていた発電機の同一発電計画提出者の全ての発電機を停止対象として新たに含め、一般送配電事業者と関係事業者の協議・総意のもと、停止発電機の振替えを可能とすると整理。

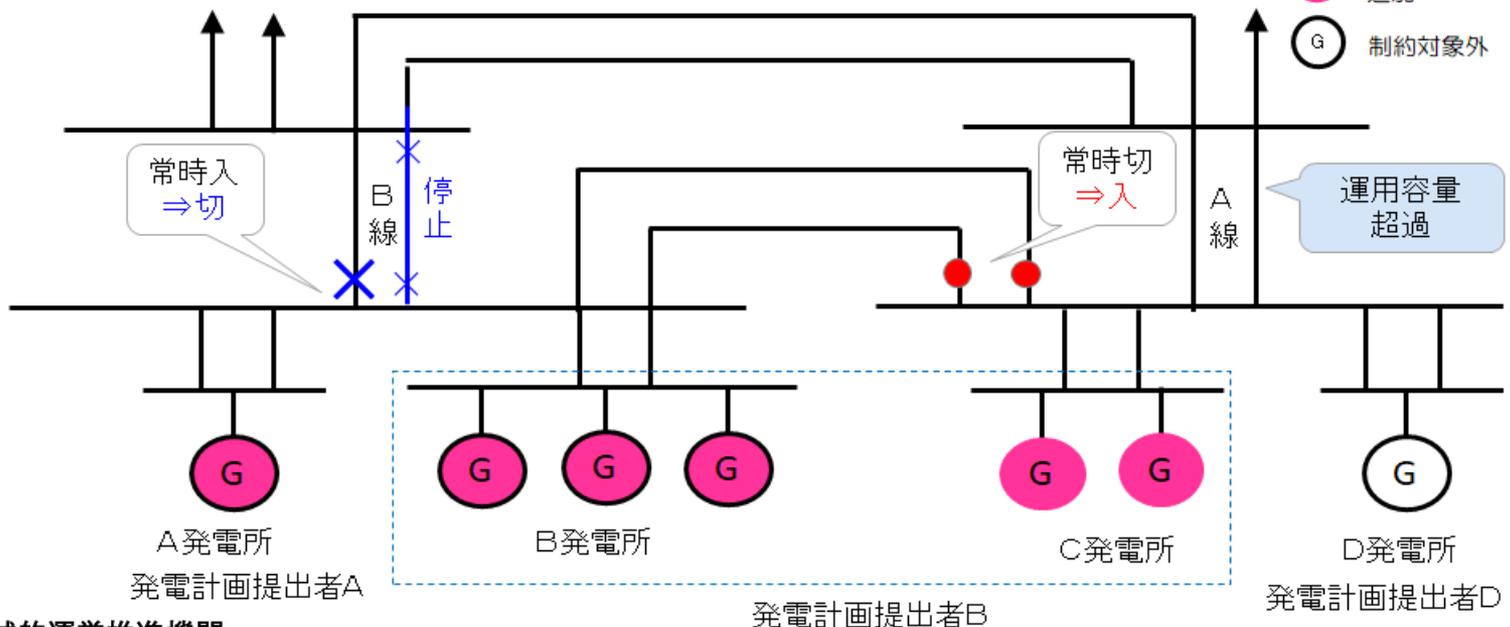
## (3) FIT発電の送配電買取（FIT特例③）における発電制約量売買方式の実施個所

- FIT発電の送配電買取（FIT特例③）の場合は、発電制約量売買方式を実施する発電契約者が存在せず、代わりに一般送配電事業者が直接、発電制約量売買方式に関わることは中立性、公平性の観点から問題があると一般送配電事業者から問題提起された。
- ⇒ 中立性、公平性を確保するため、一般送配電事業者がFIT特例③を利用する発電事業者等に発電制約量を通知し、同発電事業者等が発電制約量売買方式を実施すると整理。

送電線の作業停止時に信頼度確保のため他の系統に切替える場合、作業停止する系統に接続する発電制約対象範囲内の発電機と切替えた先の発電制約対象範囲外の発電機間の振替及び発電制約量売買方式の利用において、協議・総意のもと対象範囲を拡大できることについて新たに解説を加える。

- 発電制約対象範囲内での振替ではないため、現行のルール上は認められていないが、一般送配電事業者と関係事業者の協議・総意のもと、発電制約の範囲を拡大する（C発電所全台まで広げる）ことにより、振り替えを可能とする。
- ただし、同一発電計画提出者の全ての発電機を発電制約対象として新たに含めること。（C発電所の1台のみを加えるなどは不可）

一般送配電事業者から発電制約の対象となる発電機（A、B発電所の発電機全台）の通知を受けたすべての発電計画提出者（発電計画提出者A、B）と一般送配電事業者が協議し、総意のもと対象範囲の拡大（C発電所の発電機全台を追加）が可能



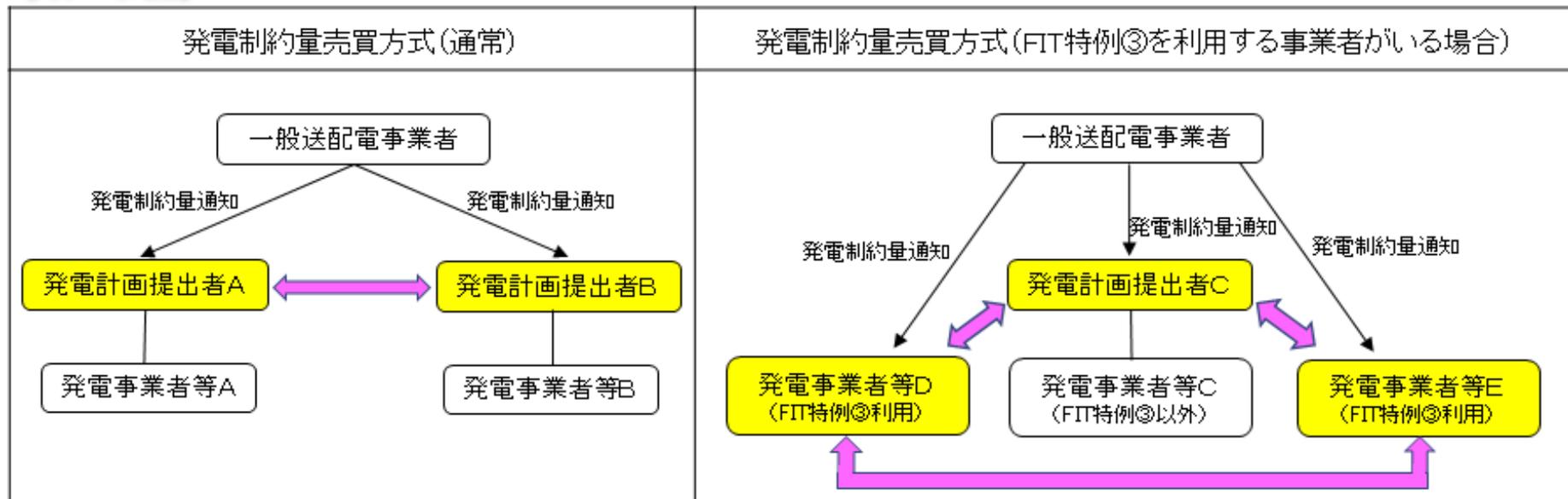


### (3) FIT発電の送配電買取（FIT特例③）における発電制約量売買方式の実施箇所 6

FIT発電の送配電買取（FIT特例③）の場合は、一般送配電事業者がFIT特例③を利用する発電事業者等に発電制約量を通知し、同発電事業者等が発電制約量売買方式を実施することについて新たに解説を加える。（一般送配電事業者が、直接、発電制約量売買方式に関わることは中立性、公平性の観点から問題）

【イメージ図】

■ 発電制約量売買方式の実施者    ↔ 発電制約量売買方式



※「発電事業者等」とは、電気事業法に定める発電事業者（出力1万kW以上）及びそれ以外の発電者（エリアの最上位電圧から3階級に連系するFIT発電等）のことをいう